

令和8年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和8年6月19日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 議案第32号 | 令和8年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 議案第33号 | 令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 5 | 議員派遣の件 |
| 第 6 発委第 1号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 第 7 発議第 2号 | 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改訂版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について |
| 第 8 発議第 3号 | 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について |
| 第 9 会議案第4号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報
常任委員会） |
| 第10 会議案第5号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

追加日程

- | | |
|-----------|------------------|
| 第1 議案第34号 | 令和8年度新冠町一般会計補正予算 |
|-----------|------------------|

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 酒井 益 幸 君 | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長 浜 謙太郎 君 | 4番 中 山 千鶴子 君 |
| 5番 野 中 一 生 君 | 6番 竹 中 進 一 君 |
| 7番 秋 山 三津男 君 | 8番 但 野 裕 之 君 |
| 9番 武 藤 勝 國 君 | 10番 武 田 修 一 君 |
| 11番 氏 家 良 美 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	山	本	政	嗣	君
副	町長	佐	藤	正	秀	君
教	育長	下	川	徳	久	君
総	務課長	島	田	和	義	君
企	画課長	佐	渡	健	能	君
町	民生活課長	谷	藤		聡	君
産	業課長	鷹	背		寧	君
保	健福祉課長	新	宮	信	幸	君
建	設水道課長	関	口	英	一	君
建	設水道課参事	寺	西		訓	君
農	業委員会事務局長	三	宅	範	正	君
会	計管理者兼税務課長	今	村		力	君
診	療所事務長	杉	山	結	城	君
特	別養護老人ホーム所長	湊		昌	行	君
管	理課長	佐々	木		京	君
社	会教育課長	竹	内		修	君
総	務課総括主幹	小	林	和	彦	君
企	画課総括主幹	楫	川	聡	明	君
町	民生活課総括主幹	曾	我	和	久	君
町	民生活課総括主幹	下	川	広	司	君
産	業課総括主幹	磯	野	貴	弘	君
保	健福祉課総括主幹	二	本柳	成	児	君
社	会教育課総括主幹	坂	元	一	馬	君
代	表監査委員	妹	尾	巨	知	君

◎議会事務局

議	会事務局長	田	村	一	晃	君
議	会事務局庶務係長	榊		拓	己	君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和8年第2回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。
議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番、中山千鶴子議員、5番、野中一生議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2、一般質問を行います。通告の順序に従い、発言願います。

中山千鶴子議員の「福祉施設の現状と今後の在り方について」の発言を許可いたします。
中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、福祉施設の現状と今後の在り方について質問いたします。

近年、過疎化が進む地方の福祉施設は様々な問題を抱えるようになっていきます。

少子化により保育施設は、定員割れを起こしている一方で、共働き世帯の増加により、放課後に子どもを預かってくれる施設は年々足りなくなっています。

また、老人介護施設は、人材の確保ができず、十分なサービスを提供できないため、利用者を制限しなければならない現状が見られるところもあるようです。

さらに、これらの施設が老朽化していても、財政難により更新できない状況も生じているようです。

福祉施設は、私たちの生活に密接に関係するとても大切なものです。ですので、これらの施設が適正に活用されているのか、当町における福祉施設の現状と今後の在り方について伺いたいと思います。

1点目、認定こども園、児童館クラブの定員と実際の預かり人数。

2点目、恵寿荘の定員と実際の利用数。

3点目、各施設の今後の在り方について。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員から御質問の福祉施設の現状と今後の在り方についてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、地方自治体における福祉施設は、急速に進む過疎化、あるいは少子高齢化、人材確保の問題、さらには施設の老朽化への対応など、時代の変化とともに多くの課題に直面していることは事実でございます。

当町におきましても、福祉施設は町民生活に密接に関わる重要な社会基盤でもございますことから、それぞれの施設の役割を踏まえながら、安心して利用できる体制の維持と、将来を見据えた各施設の運営に関する検討を進めてまいってきているところでもございます。

そこで、御質問の3点につきまして、施設ごとに現状と今後の方針について御答弁申し上げます。

まず、認定こども園についてでございますが、6月1日現在、定員は165名であります。これに対する利用人数は86名となっております、少子化の影響により定員を下回る状況となっております。利用形態におきましては、幼稚園利用が7%、保育利用が93%となっております。共働き世帯の増加などによりまして、当町の場合、保育ニーズが高まっている傾向がございます。

一方、職員配置につきましては、保育教諭21名に加えまして、フリーの職員4名を配置いたしまして、国の基準を満たしている状況でございますけれども、近年、乳幼児の入園を含め、個別対応を要するケースも増加傾向にありますことから、きめ細かな保育に努めるため、職員配置を工夫しているところでございます。

また、施設は、平成23年の開設から16年を迎えます。全体的に老朽化が進行しております。現在は修繕で対応している状況でございますが、今後は屋上や外壁に加え、園庭遊具や各種設備等の大規模改修あるいは更新についても、調査の上、計画的に進める必要があると考えているところであります。

運営におきましては、少子化の時代にあっても保育ニーズの高まり、あるいは個別対応を要する園児の増加は今後も継続することが予想されますので、関係機関と緊密に連携を図りながら、子どもたちの健やかな成長を支える質の高い教育・保育環境を維持することに意を用いてまいりたいと考えております。

次に、児童館クラブについてでございますが、本事業は、放課後の体験や遊びの場となります。放課後子ども教室と、保護者の就労等に伴う預かり事業であります。児童館クラブを連動させ、教育委員会が管理運営しております。

6月1日現在の登録状況でございますが、新冠小学校の全児童206名のうち122名、59%の児童が登録をしております。内訳は放課後子ども教室が23名、児童館クラブが99名となっているところでございますが、本事業につきましては、年度途中に登録者が増加する傾向にもございまして、昨年度の実績を申し上げますと、全児童数の70%にあたる174名が登録をさせていただいて、1日平均46.2名、多い日には約60名の利

用実績がございます。

これらの事業におきまして、運営上の明確な定員というものは設けておりませんが、利用人数に応じて町民センター全体を利用した活動、あるいは裏庭、スポーツセンターなども活用しながら、分散して安全性を確保するなどの対応を図っているところでもございます。

職員体制であります。常勤職員4名に加え、安全管理員10名によるシフト体制を組んでおりまして、常時5名から最大9名で対応をしております。国が定める配置基準を満たした中での運営となっております。

今後の施設の在り方についてであります。児童館が入る町民センターは昭和50年の建築でありまして、過去の検査におきましては構造上、一定の耐震性と安全性が確保されていると判断されておりますが、いずれにしても老朽化は進んでおります。

令和3年度に策定をいたしました教育施設個別施設計画におきましては、改築の目安を60年が経過する令和17年度としているところでございますが、本定例会の教育行政報告で報告いたしました町立学校の配置や施設整備方針、これに基づきまして、児童館機能につきましても、効率的な運営となるよう町立学校の構想計画の中で、協議を深めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、特別養護老人ホーム恵寿荘についてであります。昭和58年の開設以来、介護が必要となった町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるということを目的といたしまして施設運営を続けてまいっております。

定員は50名、本年6月1日現在、入所者は満床の50名となっております。

また、在宅生活を支えますショートステイ部門につきましては、定員10名に対して、本年4月から5月末までの1日平均の利用者数は6.7名と推移しております。

議員御指摘の介護人材の不足についての御懸念についてであります。現在、施設運営に必要な職員数は配置基準を満たしてございまして、日々の運営に特段の支障は生じてございません。

しかし、他町に見られますように将来的な人材確保の困難さを見据えまして、職場の待遇改善、あるいは職員が長く働き続けられる職場環境の整備に注力しているところでございます。

一方で、施設は建設から40年以上が経過をいたしまして老朽化が著しいこと、また、現在の場所が津波浸水想定区域内にありますことが極めて大きな課題となっておりますことから、昨年11月、恵寿荘等の改築基本構想を策定したところでございますので、今後は、この基本構想に基づきまして、日高徳洲会病院との連携を前提といたしまして、同病院の建設スケジュールに歩調を合わせる形で、隣接地への移転改築を進めていく方針でございます。

以上、申し上げましたとおり、それぞれの施設が少子高齢化や老朽化という課題を抱えつつも、現在は基準を満たした運営と質の高いサービス提供に努めているところであります。

す。

福祉施策の根幹であるこれらの施設を将来にわたって維持継続するため、今後も町民福祉の向上に意を用いてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 答弁ありがとうございました。

当町の人口推移を見ますと、10年後は子どもの数が現在より半減することが予想されています。

また、高齢者も2020年を境に緩やかに減少していくとされています。今後、福祉施設の運営はますます厳しさを増していくと考えられます。

また、財源に限られる中で、思い切った決断が求められる場面も出てくるかもしれません。ほかの自治体を見ますと、保育施設と老人介護施設を複合化したり、教育施設と保育施設を併用するところもあります。

当町は老人福祉施設、また、義務教育学校の建設といった大規模な工事を今後数年間で予定しているとのことですが、老朽化した他の福祉施設との複合や併用を視野に入れた計画は今後なされていくのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えいたします。

福祉施設の複合化という部分につきましては、今議員御提案ございました、子どもの施設と高齢者の施設の複合という例がございましたけれども、この分につきましては、認定こども園のド・レ・ミが今北星町に立地をしていて、恵寿荘を今、西泊津にという経過が進んでますので、この分については具体的な形になっていくという計画にはなっていない状況でございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように、例えば子どもの施設同士、小中学校と児童館あるいは支援センター機能もそこに加えてというような、効率的な、効果的な施設運営というものについては、これは小中学校の改築検討構想の中でしっかり議論をして、将来を見据えた計画にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。

次に、武藤勝罔議員の「ナチュラルビズの取り組みについて」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） はい。9番武藤です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、ナチュラルビズの取扱いについて質問いたします。

最近、テレビで十勝の幕別町出身で、現在、三重大学の立花義裕教授、この方は異常気

象の関係の専門家ですけども、テレビでよく今年の夏は北海道もかなり暑くなりそうだと、スーパーエルニーニョの関係ですね。そういうことで語っております、今年もう既に、本州では35℃が当然のように連日となっておりますし、7月なったらもう40℃が当たり前だと思います。北海道でも岩見沢、昨日31℃ちゅう暑さで、今年、立花教授の予測どおり相当暑くなるんだろうと予想されております。

当町も近年の異常気象変動に合わせる形で、クールビズ期間を延長するなど柔軟に対応していますが、最近では多くの自治体がこの取組みを発展させ、個別の期間を設定せず、それぞれが主体的、季節に応じた服装を判断するナチュラルビズへ移行しております。

これにより、年間を通じて省エネや節電を強く意識した働きやすい格好で業務を遂行することができます。気温や体調に応じて冷暖房に頼らずに、身に着ける物を選択することで仕事の効率も上がり、職場環境の改善にもつながると思います。

ゼロカーボンシティの施策実現に資する点からも、通年での軽装執務の導入をすべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 御質問頂きましたナチュラルビズの取組みについてお答えを申し上げます。

当町におきましては、職員の健康を保持と事務能率の向上を目的といたしまして、6月から10月までの期間におきまして、クールビズを実施をさせていただいております。

こうした中、委員から御提案を頂きました通年での軽装執務、いわゆるナチュラルビズへの移行につきましては、時代の潮流、そして当町が目指すべきまちづくりの観点からも有意義な取組みとなるものと受け止めております。

今や気候変動への対応は、一刻の猶予も許されない、そういう地球規模の課題でございます。

各自治体におきましては、温室効果ガスの削減に向けました主体的な取組みも求められているところでもございまして、当町が掲げますゼロカーボンシティの実現に向け、このナチュラルビズは過度な冷暖房に頼らない実効性のある省エネ・節電に直結する有効な取組みの一つであるというふうに捉えているところであります。

同時に、快適な職場環境が職員のストレスを軽減して、そして事務効率の向上につながるということは、来庁される町民の皆様への質の高い、丁寧な行政サービスにもつながるものと感じております。

さらに、こうした取組みを始めとする多様な働き方改革の推進は、人材の確保が難しい難しい現代において、魅力ある職場づくりを進める上でも重要な意味を持つものと捉えているところであります。

このことから、当町におきましても、道内自治体の先進事例、あるいは運用実態を参考といたしまして、ナチュラルビズへの移行に向けて、具体的な検討に着手しているところ

でございます。正式導入にあたりましては、来庁される町民の皆様にご不快感、あるいは不信感を与えることが決しないよう、公務員としての清潔感と節度を保つためのガイドラインの策定を現在進めておりまして、本年秋からの運用開始に向けて準備を整えてまいります。

今後とも、脱炭素社会の実現に向けまして、意を用いてまいるとともに、時代に即した柔軟な働き方を定着させることで、持続可能な町政運営に努めてまいりますので、御理解を頂きますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（武藤勝因君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、武藤勝因議員の結婚新生活支援事業制度の導入についての発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝因君） はい。現在、新冠では、結婚された夫婦に対して、新冠温泉のペアフルコースの食事券と入浴券が贈呈されています。

2016年から国の交付金を活用して、道と町との結婚新生活支援制度がスタートしております。

この制度は、新婚世帯を対象として、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用、例えば新居の購入費、リフォーム費用、家賃、引っ越し費用等ですが、この支援が行われております。

この制度は、一定の条件を満たす新婚世帯に対して、北海道と市町村が補助する少子化対策の支援制度です。

この制度は、現在、道内の66市町村で取り組まれており、管内でも様似町、浦河町、日高町で取り組んでおります。

若い世代にとって、住宅支援策等は重要であり、新冠でもこの事業に取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問頂きました、結婚新生活支援事業制度導入についてお答えを申し上げます。

若い世代が安心して結婚をして、町内に定住できる環境づくりは、重要なまちづくり施策の一つとして捉え、これまで種々の取組みも講じてまいりました。

また、若い世帯に対する取組みの考え方については、昨年第2回定例会における酒井議員の一般質問に対する答弁におきまして、結婚新生活支援事業につきましては、その効果、あるいは必要性を見極めながら検討していく旨答弁をさせていただいているところでございます。

それ以後、町といたしましては、当該支援事業につきまして調査検討を加えてまいって

きたわけでありますが、その中でこの事業は道と市町村が実施する若者世帯への支援制度でございますけれども、所得制限があり対象世帯が限定されること、また、事業効果がなかなか見えにくいなどという実施自治体での評価も確認をさせていただきましたことから、事業の実施判断には至っていない状況でございます。

一方で、これらの調査検討におきまして、当町は若者が結婚し、生活始めるにあたって、生活の基盤となる住居が不足しているという実態も確認できましたことから、住宅及び住居の供給施策に着手をいたしまして、制度を確立するに至っております。

その一つが、民間賃貸共同住宅等建設促進事業補助制度でありまして、民間賃貸住宅1棟の建設に最大120万円を補助させていただくことで、賃貸住宅の建設を促進し、町内における居住確保につながる施策でございます。現時点では、制度を活用した賃貸住宅の建築というものはございませんけれども、今後の民間事業者の動向に期待を寄せているところでもございます。

また、住宅取得奨励金制度におきましては、新築住宅の建築に際し最大200万円を補助することで、若い世帯を中心とした生活基盤整備の支援も創設させていただいたところでございます。

これまで進めてきた若い世帯の生活基盤を支える取組みに加え、御指摘の新生活支援事業の取組みについては、課題は冒頭申し上げましたとおり、課題はございますけれども、人口減少対策あるいは定住促進施策の観点から一定の効果が期待できるものと考えます。

改めて制度利用の見込み、あるいは町の財政負担、ほかの自治体の取組状況等を踏まえまして、内容を精査した上で、制度導入について前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 答弁の訂正をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど私、民間賃貸共同住宅の補助金につきましては、民間賃貸住宅1棟の建設に対し120万と申し上げてしまいましたが、1200万円の誤りでございましたので、訂正させていただきたいというふうに思います。失礼いたしました。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 今町長述べられたように、事業もいろんな不十分さがあるちゅうのはもう指摘されておりますんで。ただ、現在、こういう政策がなぜ人口減少の時代において求められてるかという点なんですけども、昨年、人口減少可能性自治体ちゅうことが話題になりました。

私もこの件に関して、定例会で質問させていただきましたけれども、経済界や自治体関係者、あるいは学者等で人口問題を論議する民間組織、未来を選択する会議が3月末に人口減少問題に対する意識調査の結果を公表しております。回答者の8割が、子育てに係る経済的負担が出生減の原因だと思っていると答えております。

この組織は、昨年言いました人口減少、可能性自治体の提起した組織の高潔組織であり

ますけれども、共同代表の増田元総務大臣、現在は野村総研の研究職もやっておられますけれども、古い社会規範が厳然と残っており、変えるためには自治体などによる働きかけがもっと必要だと述べております。

先ほども言いましたように、もう人口減少の要因は様々あると思いますけれども、結婚をためらう点で大きな経済的な要因が最も大きいのは、この経済的が要因だと思いますので、その点でも新生活支援制度は意義のある制度だと思っておりますので、その点も検討をお願いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） ただいま議員御質問、再質問の中で御指摘頂きましたように、人口減少の要因というものは経済的な負担も含めて多様なものがあるんだというふうに思います。

人口減少を抑制したり、歯止めをかけたりする一つの方策として、議員御提案の支援事業につきましても、課題はありますけれどもそれを実施に向けて町としても取組みながら、問題点を道に提案していくというようなことも含めてですね、前向きにこの事業につきましては考えたいというふうに思いますし、附帯する問題に対する対応につきましても、しっかりと協議検討しながら対応を図りたいというふうに思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝圀君） 最近、常任委員会等で特に強調されておりますのは、町も財政が非常に厳しくなっており、各種の施策等で縮小あるいは合理化などが必要と強調されております。

私はいかにやっぱり厳しい財政事情のもとでも、子育て、医療、福祉の充実、中小業者を元気にする施策、これは絶対必要だと思っております。自治体の本旨は福祉の増進であると思っておりますので、その立場からも新生活支援事業は導入すべきだと思っておりますので、最後にその点伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再々質問にお答えをさせていただきますけれども、議員も御理解頂いているかと思っておりますけれども、財政難であることにつきましては、これは紛れもない事実でありまして、将来を展望するときこれから皆さん方とも協議を深めながら、行財政改革を進めていかなければいけないということも御説明を申し上げてきているわけでありまして、

その中にあっても、議員御指摘のようにやらなければいけないこと、しっかり財政投下を図らなければいけないことということについては、これは私どもも認識をしているわけでありまして、その一端といたしまして、大事な視点、子育て、医療、福祉という観点を

提案頂きましたけれども、子育てにつきましても保育料の無償化に取り組んで参りましたし、医療費につきましても対象年齢の拡大ということもさせていただきました。

そういう部分からいきますと、財政難でありますけれども、しっかりこのまちづくりの中で重点的に財政投下をしなければいけない分野につきましましては、議会の皆さんとも協議を図りながら、しっかり事業推進を図っていくと、この考え方で行政運営を進めておりますので、御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

○町長（山本政嗣君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

次に、海馬澤真紀子議員の「ピーマンの生産と消費拡大について」の発言を許可いたします。

海馬澤議員。

○5番（海馬澤真紀子） 5番海馬澤真紀子です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、ピーマンの生産と消費拡大について質問します。

当町のピーマンの生産額は、長年にわたり全道一です。

ピーマンみそやピーマンソフトクリームなどピーマンを使った商品がありますが、ピーマンみそは季節を問わず安定した売上げだそうです。道の駅で販売のピーマンソフトクリームは、昨年の年間売上げは1万7千個、今年のゴールデンウィークでは1日800個から1000個の売上げだったそうです。

市場の方にピーマン料理を考案して試食をしてもらい、ピーマンをアピールしている農家さんもいます。

また、先日報道されました道の駅のピーマンどら焼きの販売が開始され、話題になっています。

17年前、当町でピーマン料理のコンテストが開催されて、日高管内をはじめ大阪や広島県など30名、49点の応募があり、反響を呼び、参加者さんからは楽しかったという声もあります。

生産、消費の現状は安定していますが、生産者の高齢化を懸念されている農家さんもあります。

今一度、ピーマンの消費拡大と新冠の知名度のアップにつなげるため、町・農協・生産者が一丸となってPRイベントなどの実施に向けた取組みをすべきと考え、産地を維持していくためにも2点を伺います。

1点目、農家の減少は、ピーマン産地の維持に大きな影響があります。新規就農の確保など、産地の維持に向けてどう取り組んでいきますか。

2点目、ピーマンソフトクリームやピーマンみそなど、商品化されていますが、今後ピーマン料理コンテストや食育活動など、町内外への取組みのお考えはありますか。

○町長（山本政嗣君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 海馬澤議員から御質問頂きました、ピーマンの生産と消費消費の

拡大についてお答えをいたします。

当町のピーマン生産は、昭和55年に露地栽培が始まりまして、現在では、農協ピーマン生産部会の会員数は50戸、販売金額におきましても14億円台を計上いたしまして、ピーマン産地として全道一の地位を築いております。

1点目の御質問の、新規就農の確保など産地の維持に向けての取組みに関してでありますけれども、当町ではピーマンに限らず農業の担い手対策として、農業支援員制度を設けておりますけれども、これは新規就農を目指す方を誘致し、3年間の研修を経て独立就農へと結びつけるもので、平成23年の制度開始から、8名の方々が新規就農しピーマンを生産していただいております。

また、就農時の町独自の支援策といたしまして、設備投資に必要な費用に対して500万円を補助する制度を創設しているほか、地域担い手育成総合支援協議会からの就農支援金100万円に加え、令和12年度までの期限付ではございますけれども、株式会社ズブナイロゴス様からの新規就農者に対する指定寄付金100万円を合わせた700万円の支援体制を構築をしております。

しかし、令和5年以降は農業支援員の採用に結びつかない状況が続いております。

農業を取り巻く状況は気候変動や経済情勢など様々な影響を受け、新規に農業を始めようとする場合には、一定のリスクがあることも要因となっていると考えます。

現在、農業支援員の募集時には、就農時の負担を考慮して、離農先をあっせんするという、いわゆる居抜き就農による勧誘と併せて、応募要件に夫婦であることを付しておりますけれども、これらの条件の見直しも必要と捉え、現在、関係者と協議を深めているところでございます。

また、新たな取組みといたしまして、ピーマン生産の体験事業として、農場における2泊3日のお試し体験、あるいは2週間から3か月以内の期間、インターンとして体験する制度も設けまして、農業支援員の応募につなげてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のピーマンの消費拡大に向けた取組みについてでありますけれども、過去にはピーマン料理コンテストを開催いたしまして、優秀作の調理法を広く公開したこともございますけれども、これらの取組みを含め、全道一のピーマン産地として発展を遂げる一助となったものだというふうに考えております。

また、食育への活用についてであります。食育は、御承知のように食に関する知識と、自ら食を選択するという力を学んで、健全な食生活を実践できる力を育むこととでございますけれども、町の管理栄養士が中心となりまして実施をする親子の料理教室、あるいは小中学校のふるさと給食事業、あるいは総合学習の時間を使いましての農業体験事業など、地場産品のピーマンをはじめ、多様な題材を用いて学習する機会を設けており、食育に関してはこれらを継続して、取組みを進展させていく考えであります。

次に、商品のPRについてでありますけれども、ピーマン商品は主に民間活動といたし

まして道の駅物産館でお土産品として取扱いが中心となっております。今年はメディアにも取上げられましたけれども、ピーマンどら焼きも加わっております。

町のPR手段といたしましては、ふるさと納税返礼品のほか、各種物産展などのイベントでのPRが主体となっているわけですが、過去には、札幌市のホテルにおきましてピーマンのコース料理試食会を実施するなど、民間との連携によるPR活動も実施してきたところであります。

このように生産者をはじめ、民間事業者によるPR活動は、これまでも精力的に行われにいかっぷピーマンの生産から消費までの流通も確立をし、ブランド化されている現状下におきまして、行政として特化したPR活動の喫緊性はないものと認識しておりますけれども、今後も産業団体や生産団体との意見交換を図りながら、必要な振興策を講ずることといたしますので御理解を頂きたいと思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（海馬澤真紀子） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で海馬澤議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「道の駅ゾーンについて」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井益幸です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、道の駅ゾーンについて一般質問いたします。

当町の道の駅ゾーンは、本年2月28日、15時に日高自動車道新冠インターチェンジ開通後、人の往来が増加し、にぎわいを見せています。

町民の生活に欠かせない買い物場として8店舗が軒を連ねています。また、文化教育の施設拠点であるレ・コード館を有しています。

この特徴ある道の駅ゾーンは、町の象徴として誇れるものでありますが、特に週末や連休において賑わいを見せる一方で、時間帯によっては混雑し、駐車場の空きスペースがなく、駐車しづらい状況が続いています。対策を望む声があることは、町と共有しています。

現時点での対策や協議内容を伺います。この状況下において、町民でも混雑回避を余儀なくされている方がいます。結果として、目的地を変更し、近隣町への移動に拍車がかかる恐れがあります。

このことから、混雑緩和、交通安全対策、民間コンビニへの迷惑駐車防止の観点から、駐車場の改良をすべきであります。改良の論点を整理し、駐車スペースの確保など、利用計画の議論を加速し、協議検討を進めていくべきではないかと考えます。

また、今般提案いたしますのは、新たに道の駅の裏のJR用地を、JR跡地を含めた町有地に駐車場を拡張してはどうかということについてであります。週末や連休、時間帯によっては混雑しており、道の駅周辺の駐車場に空きがなく、駐車場の狭さから買い物を意識した駐車場の整備が行き届いていないという実態が見受けられます。道の駅裏の町有地JR跡地を活用し、20台ほどの駐車スペースは確保できると考えます。道の駅裏に停車

後は、2箇所の徒歩通路を活用し、1つ目は道の駅とレ・コード館図書プラザの間を徒歩スペースを通る、通ります。2つ目は、自販機や農産物販売をしているイベント広場に塀があります。ここに勝手口があり、少し間口を広げることにより行き来できると考えます。

付随して、町道インフラ整備も重要と考え、新たなルートを計画し通行できるよう、町道市街地線氷川神社下踏切付近を交差点とし、ポンプ場の道路脇を通り、距離にして200メートルほどと思われますが、第2駐車場までの区間を徒歩者も含め、失礼しました、歩行者も含め、主要道路として計画的にJR跡地を町道認定する考えについて3点、町長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員から御質問頂きました、道の駅ゾーンについてお答えをいたします。

日高自動車道新冠インターチェンジの開通は、当町の交通利便性を向上させ、交流人口の増加や地域経済の活性化に寄与するものとして多くの町民が期待を寄せているところでございます。

インターチェンジが開通いたしましておよそ3か月が経過をしたわけではありますが、開通後1か月の交通量におきましては、北海道開発局の公表によりますと厚賀インターチェンジと新冠インターチェンジ間の24時間交通量における1か月平均、およそ5300台でございました。日高自動車道全体の区間におきまして最大で16%増加を見たとなっております。

この開発局による公表は、開通後1か月間に限った数値でございますが、町内関係者からの聞き取り調査におきましても、道の駅の立ち寄る観光客等の人数が増加されていることが確認されておりまして、同様に道の駅物産館などの小売店におきましても売上げの増加報告を頂いているなど、現時点においてインターチェンジ開通の効果を実感させていただいているところでございます。

一方で、駐車場の状況でございますが、ゴールデンウィークなどにおいて一定の混雑が生じたことは承知をしておりますけれども、駐車が困難で渋滞を招く、国道の通行に支障があるというような状況の報告はなく、警備員の配置を持って一定の安全が確保されたものとの報告を受けているところであります。

そこで、議員御質問の1点目は、道の駅ゾーン駐車場についての課題の把握、それと対策協議の進捗状況についての御質問かと存じますけれども、当町の道の駅は、市街地内に位置しておりまして、コンビニエンスストアが隣接するなど利便性の高い反面、道の駅駐車場への出入りがしづらい、そして円形であるレ・コード館の形状が駐車スペースの区画整備を制約をしている、これらの利便性に課題があるとのことにつきましては、これまでも認識を共有させていただいてきてっていると存じます。

一方で、これらの環境は市街地に位置していることや、町の核施設と一体整備したこと

などに起因しているものであり、利便性の裏返しともなっているというふうに捉えているところであります。

そういった中で、これまでも町は、道の駅や駐車場の利便性の向上に意を用いてきたところでもございまして、民間事業者の協力を得て植え込みの撤去、あるいは繁忙期の警備員の配置などによりまして、安全性と利便性の向上を図ってきたほか、トイレの改修なども行ってきたところでございますが、御承知のとおり施設更新の必要性はほかの施設にも潜在しておりまして、公共施設全体の計画的な改修構想が当町の課題であるというふうに認識をしております。

また、道の駅駐車場や旧 J R 用地を含む第 2 駐車場の利活用の協議につきましては、第 2 駐車場への動線の確保に関わる協議などを中心に、これまでも企画課と建設水道課が横断的に継続した協議を行ってきておりまして、様々な提案も受け、検討を深めてきた経緯もございますけれども、財源の確保、あるいはほかのまちづくり事業との調整など多くの課題を前に、具体的な事業化の判断には至っていない状況ではございますが、この構想協議は今後も継続していく考えでございます。

御質問の 2 点目、利用計画の議論を加速して協議検討すること、及び 3 点目の J R 跡地を含めた駐車場の拡張の検討については、併せてお答えを申し上げます。

これまで私は、道の駅ゾーンの整備については、日高自動車道開通後の人流や利用状況を見極めた上で判断をしていきたい旨を申し上げてまいりました。

実際にインターチェンジ開通後は、道の駅利用者の増加が見られ、その効果を実感しているところでございますが、季節要因などの分析と検証は未だできておりませんので、明確な方向性を示すには、より正確な利用実態の把握が必要であるとの考えから、現時点で具体を申し上げることができませんけれども、インターチェンジの開通効果を持続化させる取組みは必要であるというふうに捉えているところであります。

一方で、現在、当町は日高徳洲会病院の移転改築に伴うインフラ整備、あるいは町立特別養護老人ホームの移転建設事業など、大型事業を進めている状況にもございまして、財政運営は厳しさを増しております。

このような状況下におきまして、まちの持続性を展望する上では、財政推計を踏まえた行財政改革の取組みも継続していく必要があります、新たな大型投資事業については慎重な判断が求められることは、議会ともこれまで共有をさせていただいてまいりました。

しかし、道の駅ゾーンは当町の玄関口ということもあり、人口、交流人口の受入れ拠点として重要な役割を担っているわけでありまして。

そのため、駐車場内の交通動線に関わる課題については利用障害となる植え込みやモニュメントの配置を含め多くの課題解決に向け利用実態の把握、あるいは交通動線の検証も行いながら、道の駅ゾーンの利活用方策について協議を継続していくと同時に、現在も財源確保等に向けた関係機関との協議も併せて進めているところでもございます。

御提案を頂きました道の駅裏の J R 跡地を含めた町有地に駐車場を拡張してはどうかと

いう提案につきましては、第1、第2駐車場が存在する中で、新たに駐車場の拡張を優先的に検討する考えは思っておりません。現駐車場の効果的な活用協議を優先して、検討を加えていきたいというふうに考えているところでございます。

また、旧JR用地の活用につきましては、土地利用全体の方向性と整合性を図りながら検討していくと同時に、町道認定の可能性についても、必要に応じて検討していきますけれども、現時点において具体的な考えは持ち合わせてございません。

いずれにおきましても、これら検討協議の内容は、今後、整備の方向性あるいは事業手法、財源確保の見通しが整理された段階で、議会にも御説明申し上げ、協議に付させていただきます課題であると捉えているところでございます。

これまで町は、町有施設の整備・更新について、公共施設管理計画の策定をはじめ、長期的視点とまちづくり計画との整合性など多角的な検討協議を進めてきているほか、民間による利用と運営の導入などに取り組んできております。

今後も、これまでの取組みの中で得た経験あるいは知見を持って、道の駅を含む公共施設全体の在り方を検討していくことで、町内に多くの還元をもたらす施設となるよう鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。再質問いたします。3点質問いたします。

道の駅裏は市街中心部であり、手つかずのまま放置されることにより荒廃が進みます。景観を損ねるだけでなく、草が伸びますと不衛生な問題が発生し、クマの通り道になり得る懸念もございます。最低限線路を撤去した上で、高低差をなくし整地したほうがよいのではないかと考えます。道の駅裏の整備を行うことはまちづくりに必要と考えますが、1点目いかがでしょうか。

2点目です。正面駐車場についてであります。これまで予算をそれほどかけずに対策を講じてきました。駐車場を広く見せる取組みとして、駐車場内の街路灯の配置について、現在の位置が適正かどうかという点であります。車両通行の妨げが生じているのではないのでしょうか。駐車場内の端のほうから照らすよう移設してはと考えるますが、いかがでしょうか。

3点目です。駐車場内の遊歩道脇にある街路樹についてであります。見通しの悪さから、駐車スペースの観点から、真ん中に位置しているため、遊歩道や街路樹は必要なのかという点について、道の駅ゾーンの事業者に聞いたところ、木は年々成長しており、枯れ葉の始末に苦慮しているなどの意見が出されておりました。街路樹や遊歩道は必要なのかということについて議論した経過についても伺います。以上3点お願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えをいたします。

まず、町の基本的な考え方といたしまして、道の駅があんまりいいというふうな感覚、感じ方は持っていないということについては、これまでも、先ほど1回目の答弁の中でも申し上げておりますので、改善を加えていかなければいけないけれども、実施、着手する時期については、町の全体的な事業調整の中で、考慮していかなければいけない点があるということについて、まず御理解を共有させていただきたいなというふうに思います。

レ・コード館裏に駐車場を、あるいは正面駐車場の街路灯を撤去して駐車スペースを広げるようなことをしたらいいんじゃないか、あるいは、そもそも街路樹なんかというのは必要なんだろうかというような個別の問題を今、視点を持って提案頂きましたけれども、私どもはそれら全体、もっと言えば、道の駅の建物の在り方、そこと駐車場の持ち方というものを、全体的な全体計画の中でどうしたらいいんだ、こういうことの中であそこの裏をどういう形の中で使おうかというのが、全体構想の中で、お見せできなければそれぞれの理解につながりませんし、この点をということについては、協議の中身ということになりますので、その部分、ことにつきましては先ほど言いましたけれども、着手には問題、時期には問題ありますけれども、検討は構想を、計画は進めていきたいという考えでありますので、その点御理解を頂きたい。

それから、鉄路が残ってる部分の管理につきましては、議員御指摘のとおり、これは景観を含めて、しっかり考えていかなければいけない。実は建設課サイドのほうで、今、これは撤去して売却をするわけでありましてけれども、その費用バランスですね、売却をする金額と同等金額で撤去作業ができるかどうかどうなのかということについては、特に市街地、節婦地区の取得した分について、今試算を建設課のほうでさせておりますので、そういったものが明らかになった時点で、その鉄路の撤去については、議会とも御相談させていただきたい。管理については、しっかり意を用いながら管理をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 再々質問いたします。

過去において、道の駅裏の土地の調査を行い、町民の関心事になっていた道の駅改築について、現段階において、町長はどのようなお考えをお持ちなのか、ということについて伺って最後の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 恐らく鳴海町政1期目だったと思いますけれども、道の駅に着手できないかということ、そのときに、道の駅の建物を増改築できないだろうかといったときに、躯体の性質上、増改築はできないんだと、壁を外すことはできないんだとかということの中でですね、建て替えの検討の中で、ボーリング調査をしたという実態はございます。

その後、様々な理由の中で、道の駅の改修には行きつかなかったわけでありましてけれども、いずれにいたしましても、現段階で言えることというのは先ほど申し上げましたように、公共施設全体の中で老朽化が進んでいる。

先ほどの武藤議員の御答弁で申し上げましたけれども、その中で優先的に、町の施設として機能させていかなければいけない、福祉だとか保健だとか医療だとかっていう分野がございましてね、そういったものも優先させていただきながら、計画的にやっていかなければいけないという事情があるということでもありますので、道の駅の整備につきましては、平成10年ですか、平成10年の建設、一方で、病院は、恵寿荘は、小学校はっていうと、それよりもっと年数が経ってる施設、これは子育てだとか福祉だとか医療だとかということを考えれば、優先的に取り組んでいかなければいけないこと、というようなメリハリの中です、町も検討を加えていかなければいけないテーマだなというふうにして思っております。

御不便があったりなんなりということについては、ハード的な部分で駐車場が使いづらい、ハード的な要因の中で使いづらいとすれば、警備員を入れてなるべく事故が起きないように、ソフト面を強化しながらという工夫もさせていただいておりますので、現状そういう形の中での利用をお願いをしたいなというふうに考えているところであります。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。引き続き一般質問を続けます。但野裕之議員の「避難所マニュアル作成と開設ボックスの設置について」の発言を許可いたします。但野議員。

○8番（但野裕之君） 8番但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、避難所マニュアル作成と開設ボックスの設置について質問いたします。

質問に入る前に通告文の訂正がございまして。冒頭1行目の、昨年8月とありますが、すみません、これは7月30日の誤りで私の記憶違いでした。ここを昨年7月と訂正いたします。

それでは質問いたします。昨年7月と12月、今年4月に津波警報が発表され、町は避難指示を発令しました。一時避難所である新冠小学校では、担当町職員とともに自治会役員が避難所開設に当たりましたが、初動作業がスムーズに行われなかった状況が見られました。

新冠小学校を避難所としている中央自治会は、新冠町津波防災向上モデル事業地区として、避難所運営の検討など地域防災力の向上に町担当課と積極的に取り組みを行っています。中央自治会は、自治会員を対象に避難行動アンケート調査を実施し、調査結果をもとに、避難所運営に必要な不可欠な備蓄品の整備を町との協議で進めています。しかし、そのような中で、今回の避難指示がありました。

中央自治会と町との協議の中で、避難所開設運営に関わる部分の協議のなさを露呈した

ように感じられました。避難所の速やかな開設に関わる、基本手順書となる避難所マニュアルが自治会に周知されず、自治会に避難所開設の手順の認識不足があったと思われます。自治会は町との協議の中で、備蓄品ばかりに目が行き過ぎた感があり、避難所開設の重要性の認識が薄く、自治会として反省すべき点も見受けられました。このことから、避難所開設の初動作業を混乱させたものと考えられます。

初動作業がスムーズに行われなかった要因として、次の2点が挙げられます。

1点目、避難所マニュアルがなく、避難所運営の基本的手順と留意点が周知されていないこと。

2点目、避難所開設に必要な資機材を収納した開設ボックスがないことが挙げられます。ボックスの中は、避難者個別カード、備蓄物資一覧表、避難所運営日誌、避難者台帳をはじめ、避難所に来た人が誰でも開設できるように活動を指示する避難所開設アクションカード、どこに何を設置するかを示した避難所施設利用計画書などが入っており、初期において必要なものが詰まった避難所開設時における必須ボックスです。これらの不備が避難所開設の課題として考えられます。円滑な避難所開設を進めるためにも、早急に避難所マニュアルの作成と各避難所への避難所開設ボックスの配置を求めます。次の3点について伺います。1点目、町独自の避難所マニュアルは作成されているのでしょうか。作成されていないのであれば、北海道版避難所マニュアルを活用、遵守すべきと考えます。2点目、避難所マニュアル運営にあたり、各避難所での担当職員、施設管理者、自治会、3者の勉強会が必要かと思われます。

3点目、アクションカードが入っている避難所開設ボックスは各避難所に必要なものです。その施設の種類や規模等によって、ボックスの資機材が変わります。避難所の実情に合わせたボックスの速やかな設置を求めます。以上3点について町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問頂きました避難所マニュアル作成と開設ボックスの設置に関しましてお答えを申し上げます。

まず、先般の避難所運営における初動対応におきましては、地域の方々や、関係者の皆さんの御協力により運営がなされたわけですが、さらなる迅速化と効率化を図るべき余地があるものと認識をしているところであります。

そこで、御質問1点目の町独自のマニュアルの有無及び北海道版避難所マニュアルの活用についてお答えをいたしますが、当町では、北海道避難所運営マニュアルを基本といたしました、独自の避難所運営マニュアルを既に整備しておりますけれども、現行のマニュアルにつきましては、主に指定避難所における中長期的な避難生活を想定しておりまして、ページ数が多く煩雑なために、緊迫した状況下においては、即座に一時避難者へ対応するマニュアルとしては課題を感じていたところであります。

そのため、必要な行動が時系列に沿って明確に示され、誰にとっても分かりやすいもの

なるよう、災害時の初動対応に特化した初動対応チェックリスト、あるいは簡易フロー図を新たに作成している最中でありまして、現行マニュアルをより実践的な内容へと見直し、反映させてまいる考え方でございます。

これによりまして、避難所運営に携わる関係者の方々が、迷うことなく、迅速に避難所開設作業に取り組めるよう、実践的な運用に努めてまいりたいと思います。

次に、御質問2点目、マニュアル運用における担当職員、施設管理者、自治会の3者合同勉強会の必要性についてでございます。避難所の開設運営には、行政と施設管理、者そして地域事情を熟知されている自治会の皆様との緊密な連携がこれは必要不可欠でございます。

御提案の合同勉強会につきましては、開設手順の確認や役割分担の共有を図る上で有効な手段であるというふうに考えますので、避難所開設時の手順、あるいは具体的な役割分担等を確認する上で、実効性の高い形で会合を持たせていただいて、避難所開設の実情、あるいは課題などをしっかりとお互いに共有して、地域住民の皆さんが主体的に運営に携わる防災体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

そのためにも特に、実際にマニュアルの手順を地域の皆様と確認し合い、誰にでも運用可能な避難所の開設手順を確立することによって、全町的な防災体制の強化に努めてまいりたいとも考えておりますので御理解を頂きたいと思っております。

次に、3点目の御質問でございましたけれども、避難所開設ボックスの設置についてでございます。御指摘のとおり、避難所開設時に、必要な資機材が整っているということは、避難所運営の円滑化を図る上で、極めて有効な対策であると捉えておりまして、現在、各避難所への資機材配備に向けた準備を鋭意進めているところでございます。

御提案の避難所開設ボックスにつきましては、キャスターつきのコンテナに、受付名簿や筆記用具、案内掲示物など、開設に必要な資機材を、パッケージ化して収納する準備を現在進めておりまして、各避難所にこのボックスを配備することで、これを開ければ直ちに避難所が開設することができるというような体制を想定した中で、これを構築してまいりたいと考えております。

これらの対応につきましては、本年10月に予定をしております防災避難訓練の前までに完了させまして、訓練における運用実態、状況を検証しながら、有事の際に確実に機能するように取り進めてまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、災害から町民の皆さんの命と暮らしを守るためには、避難所をスムーズに開設・運営できる体制づくりがこれは必要不可欠だと考えます。今後とも、地域の皆様と力を合わせ、災害に強い安心して暮らせるまちづくりに全力で取り組んでいく考えでございますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、但野裕之議員の成年後見制度についての発言を許可い

たします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 引き続き、成年後見制度について通告に従い質問いたしますが、またこちらでも記載間違いがございます。申し訳ございません。1行目の成年後見人制度2箇所、そして下から3行目の成年後見人制度とありますけども、こちらは成年後見制度でございますね。この3箇所訂正をお願いいたします。

それでは質問いたします。認知症の人らを支援する成年後見制度が見直されることが、4月に閣議決定されたことから、この質問をすることにしましたけども、衆議院も通り、2日前の17日、参議院本会議で可決成立いたしました。新たな成年後見制度は、公布から2年6か月以内に施行されます。成年後見制度は、身寄りのない高齢者が増加する中、認知症や知的障がいなどで、判断能力が不十分な人の権利や財産を守るため、家庭裁判所が選任した法定後見人が本人に代わり、財産管理や福祉サービスの手続などを行うものです。この制度の見直しは、今回の法改正が初めてとなります。

今回の改正には二つの要素があります。一つは、高齢化の進展に伴うニーズの多様性です。家族が遠方に住んでいたり、身寄りのない単身世帯の急増があり、従来の制度では対応しきれなくなったことがあります。もう一つは、成年後見制度の利用促進があります。現在、国内の認知症者は、推計で400万人とされていますが、実際にこの制度を利用している人は、約26万人となっています。より利用しやすい改正が必要となったのです。

現行制度では、例えば、配偶者の遺産相続を機に利用を開始した場合、相続が終わっても本人の判断能力が回復しない限り、利用を終了することができず、後見人の報酬を払い続けることとなります。事実上の終身制となっていることが利用への妨げとなっているのです。

今回の改正の柱は、支援を受ける本人について、個人の尊厳と意思の尊重を明確にすることです。ニーズに合わせたオーダーメイド型の仕組みに改める内容です。現行制度では、本人の判断能力に応じて、支える側は後見、補佐、補助の3区分に分類されます。補助は判断能力が不十分な人。補佐は判断能力が著しく不十分な人。後見は判断能力が欠けているのが通常の状態の人が対象となっています。しかし、後見人らが広範囲な代理権を持つため、本人の自己決定が必要以上に制限されるという課題がありました。そこで今回の改正案では、後見と補佐を廃止し、本人の意思を最も反映しやすい補助に一元化されています。また、現行制度では、本人が亡くなるまで続く、実質的な終身制が廃止されます。これまでは、一度利用を始めると、判断能力が回復しない限り、本人が亡くなるまで弁護士などの専門職へ報酬を支払い続けるケースが主流でした。改正制度では、例えば介護施設に入所して、財産管理などの必要性がなくなったと家庭裁判所が判断した場合、利用を終了するようになります。さらに、後見人は不正がない限り、原則交代は不可能でしたが、本人の利益のため後見人の交代をしやすくなっています。本人の意思を反映させる柔軟な支援制度へと改正されるものです。

過去の決算委員会の質疑では、これまで後見制度の利用はなく、問合せがあったとの説明がありました。現状ではどのような状況なのでしょう。町内でも高齢化が進み、家族が遠方にいたり、身寄りのない単身世帯も見受けられ、認知症や軽度認知障がいの方も在住しています。改正制度の周知啓発や利用促進を推進し、身寄りのない高齢者が生活しやすい、安心安全な環境づくりの一助となる行政サービスの提供が望まれます。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問の成年後見制度についてお答え申し上げます。

成年後見制度は、御質問頂いたとおり認知症や知的障がいなどにより、判断能力が十分でない方の権利や財産を守るため、非常に重要なセーフティネットであると認識をしております。

一方で、御指摘のとおり、現行制度におきましては、一同利用を開始いたしますと、原則として途中で終了することが困難であるという終身制の制度でもございまして、利用を検討される方々の心理的な障壁となっている面があるものとも認識をしているところであります。

また、この制度は、後見人となる親族や専門職にとっても、重大な責務、責任と事務負担が長期間にわたることから、受任者の確保、あるいは負担軽減対策も大きな課題となっているところであります。

こうした中、国におきましては、本人の残存能力を生かし、より柔軟で、本人の自己決定を尊重する形での制度改正に向け、法改正が進められておりましたが、6月17日、改正民法が可決成立されたところでございます。

これまで町は、市町村の権利擁護に関する役割が強化されました平成24年度から26年度にかけて、地域の実情に合わせた体制整備として、対応マニュアルの作成、あるいは町社会福祉協議会による法人後見の実施に加え、低所得者に対する申立て費用と後見報酬の助成制度、これを創設するなど権利擁護の基盤を整備させていただいてきたところでございます。現在、これら町の利用支援事業の利用者は、毎年一定数の実績がございすほか、地域包括支援センターを通じまして、逐次制度の周知と相談対応に努めているところでもございます。

また、相談を受け付けた際には、制度の仕組み、あるいは家庭裁判所への申立て手続を説明、御案内するなど、必要な方が制度を正しく理解し、円滑な活用へとつながるよう努めているところでもございます。

このたび、改正民法が成立をいたしました。施行は成立から2年半以内とされておりますので、改正内容を十分に把握した上で、現在運用している対応マニュアルの見直し、あるいは制度周知の準備も進めてまいりたいと思います。

あわせて、特に高齢者の方々が、御自身の意思を早期から明確にして、尊厳ある暮らし

を継続していけるように、エンディングノートの活用、あるいは今後に備え、自らの意思を家族や関係者と共有し合う人生会議といった取組みも積極的に推進しておりますので、

今後も成年後見制度への取組みと、これらを一体的に推進し、法的なセーフティネットと事前の意思決定支援の両面から、町民の皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

以上で但野議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第34号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第32号、令和8年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

事項別明細書の12ページをお開きください。歳出の1款議会費から質疑に入ります。12ページから13ページ、1款1項ともに議会費ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、2款総務費に入ります。14ページから17ページ、2款総務費、1項総務管理費、6月補正予算説明資料は1ページから2ページです。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、18ページから19ページ、2項徴税费、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、20ページから21ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料は3ページから4ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、22ページから23ページ、5項統計調査費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので3款民生費に入ります。24ページから27ページ、1項社会福祉費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、28ページから29ページ、2項児童福祉費、

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、4款衛生費に入ります。30ページから31ページ、1項保健衛生費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、5款農林水産業費に入ります。32ページから35ページ、1項農業費、予算説明資料は5ページ、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、36ページから37ページ、2項林業費、ありませんか。

武田議員。

○10番(武田修一君) 10番武田です。森林公園施設整備費ということで記載されております。森林公園の管理棟のワイヤーの撤去という説明だったと思いますけれども、それなりに老朽化が進んでいるものと思いますけれども、この管理棟って築何年でしたでしょうか。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) はい。建築年月日を正確に今申し上げる資料が手元にないものですから、申し訳ございませんが、昭和の時代に建築されたものでございまして、50年代だったと思います。今回、予算計上させていただいてるのは、管理棟前のエプロン、昔、以前、藤棚が設けられていた箇所の予算を計上させていただいてございまして、こちらの老朽化による危険が増したということで、撤去の予算を計上させていただいているところです。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、38ページから39ページ、3項水産業費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6款商工費に入ります。40ページから41ページ、1項商工費、予算説明資料は6ページから8ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番(武田修一君) 10番武田です。説明資料7ページになります。地域経済循環創造事業ということで、事業費を585万2千円、一般財源146万3千円ということですので。事業主体が地域雇用の創出、地域資源のブランド化を目指しているということですが、この地域雇用の、あるいはブランド化、この見込み、計画についてはどういうことになってるのでしょうか。いかがでしょう。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。雇用の面で言いますと、計画段階なんですけど、通年で1名の従業員の採用と、あと繁忙期には臨時で1名から2名の職員を採用したいという計画を持っているようでございます。また、障がい者雇用の受入れを積極的に取組みたいといった計画書が出てございます。あと、地域のブランド化ということなんですけど、もともとが、酪農家の方が6次化に取り組むということで、生乳を、自家生産の生乳を商品化させたいという意向でございまして。それは、今の時点でどういったブランド化といったところの具体は、ちょっとまだ見えてこないところなんですけど、商品化されたときには、特徴あるものがつくられるっていうことを期待できるものだと考えてございます。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 早期に軌道に乗ることを期待するということなんですけれども、町としても一般財源146万3千円、導入します。この事業の中で、町としてもどのような関わりや連携を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 現状は、事業化の取組みには商工会さんのほうで積極的に相談に乗っているという状況にはございます。今後、これが町のほうから申請等が出てくるわけですから、その段階においてはさらに計画の詳細を町としても把握したい、より一層把握したいというふうには考えてございまして、事業の持続化、継続性について、ともに相談等承りたい、協力していきたいというふうには考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、7款土木費に入ります。42ページから43ページ、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、44ページから45ページ、3項住宅費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に入ります。46ページから47ページ、1項消防費、予算説明資料は9ページから10ページ、ありませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい、8番但野です。今回購入する備蓄品と資機材について質問いたします。これらの備蓄品、資機材は、朝日のほうに備蓄し配置するのでしょうか。もし違う場所があるのであれば、その品目と設置場所、配置場所を教えてくださいと思います。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。予算説明資料9ページのほうは、主に食糧に関する備蓄品を購入いたします。こちらにつきましては、配備計画、備蓄計画ございまして、一旦

は朝日に収納しますけれども、町内の役場庁舎、泊津生活館、小学校、節婦体育館、多目的交流センター、そういった施設にですね、それぞれ必要数を備蓄していくという計画になってます。予算説明資料10ページのほうの資機材、こちらにつきましても同様でございまして、それぞれ避難所のほうに配置をしていくという計画をしております。よろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9款教育費に入ります。48ページから51ページ、1項教育総務費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、52ページから53ページ、2項小学校費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、54ページから55ページ、3項中学校費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、56ページから57ページ、4項社会教育費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、58ページから59ページ、5項保健体育費、ありませんか。

○議長（氏家良美君） ないようですので、10款災害復旧費に入ります。60ページから61ページ、1項公共土木施設災害復旧費、予算説明資料は11ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、62ページから63ページ、2項農林業施設災害復旧費、予算説明資料は12ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。8ページをお開きください。歳入はページごと一括して行います。8ページから9ページ、14款国庫支出金、15款道支出金、17款寄附金、19款繰越金、20款諸収入、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、10ページから11ページ、21款町債ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第32号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第33号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第33号、令和8年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。予算説明資料は13ページです。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 1番酒井です。特別養護老人ホーム建設事業についてです。説明資料は13ページになります。今般、これ泊津高台に建設を予定するわけなんですけれども、その業務内容、業務について質問させていただきます。開発設計及び開発行為申請に伴う予算について、徳洲会に負担金と支払う理由について、お伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい。お答えさせていただきます。当該負担金につきましては、特別養護老人ホームの建設と日高徳洲会病院の建設が行われます。およそ調査面積としましては、5万平米程度になると考えております。その敷地に関わります、開発設計行為等の業務に要する経費の当町の負担分を計上したものでございます。今、申し上げた開発設計等の業務に関わりましては、日高振興局との事前の協議におきまして、一体的な開発行為であることから、開発行為が必要だという助言をもらいまして、1本の業務として実施するべきものと示されたものでございます。そのため、このように設計業務につきまして、多くの事業箇所等も占める徳洲会さんのほうに申請者であるということをお願いするものでございます。当町は応分の負担金を徳洲会に支払うわけでございますが、業務に要する経費につきましては、厳正に効率的な経費積算による民間見積りにより行う結果となるものでございますから、経費的な効率も図れるものと当町としても考えてございますことをまず御理解願いたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
引き続き、討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

- 議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。
これより、議案第33号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

- 議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議員派遣の件

- 議長（氏家良美君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。議員派遣の件につきましては、御手元に配付したとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件は、御手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再会 午後 1時00分

- 議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第6 発委第1号

- 議長（氏家良美君） 日程第6、発委第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会会長浜謙太郎委員長。

- 3番（長浜謙太郎君） 発委第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の内容について説明いたします。

本意見書につきましては、本年4月20日付けで、北海道森林・林業・林産業活性化促

進議員連盟連絡会からの要請、並びに本年4月24日付けで北海道町村議会議長会から要請があったため、議会運営基準の運用方針5により、議会運営委員会として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき提出するものです。

次ページをお開きください。ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書。北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など、森林吸収源対策を積極的に吸収する責務を担っている。

北海道の森林を将来の世代に引継ぎ環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求めることが必要である。

よって国においては、次の2点を、次の2点の措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出関係機関は記載のとおりです。

以上が発委第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてです。御審議の上、採択されますよう、よろしくお願いたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発委第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第7 発議第2号

○議長（氏家良美君） 日程第7、発議第2号、道教委これからの高校づくりに関する指針（改訂版）を見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第2号、道教委これからの高校づくりに関する指針（改訂版）を見直しすべての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本意見書は、但野裕之議員を賛成者として、本会議に提案するものでございます。

内容につきましては、説明資料記載のとおりでございます。御審議を頂き、提案どおり採択頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、提出先は記載のとおりでございます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、発議第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第8 発議第3号

○議長（氏家良美君） 日程第8、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への還元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への

復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の採択の取組みについて、提案理由を申し上げます。

本意見書は、但野裕之議員を賛成者として、本議会に提案するものでございます。

内容につきましては、説明書資料の記載のとおりでございます。御審議を頂き、提案どおり採択頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、提出先は記載のとおりでございます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、発議第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第9 会議案第4号～日程第10 会議案第5号

○議長（氏家良美君） 日程第9、会議案第4号、日程第10、会議案第5号、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第4号、会議案第5号は、申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第34号、令和8年度新冠町一般会計補正予算が追加提出されました。お諮りいたします。申出のありました議案を日程に追加し、議案といたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。
議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再会 午後 1時13分

○議長(氏家良美君) 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 承認第4号

○議長(氏家良美君) 追加日程第1、議案第34号、令和8年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) 議案第34号、令和8年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和8年度新冠町一般会計補正予算、このたびは2回目の補正となります。第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4801万4千円にしようとするものです。

それでは事項別明細書の歳出より説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費108万2千円の追加。18節負担金補助及び交付金108万2千円の増額は、新冠町介護施設等環境改善事業補助金で、当該補助金は、定員29人以下の小規模な地域密着型介護施設等を対象に、事業者が実施する熱中症防止対策に係る費用の一部を補助するもので、補助率は4分の3、このうち3分の2が国、3分の1が町の負担となります。本事業は、国の経済対策として、令和7年度からの繰越金を財源に事業化をされたもので、本年4月の北海道からの通知をもとに、関係事業者に要望調査を実施いたしました。その結果、1事業者から居室等へのエアコン設置の要望があり、国へ交付申請を行っていたところ、6月10日付けで内示を受けたものでございます。詳細は説明資料1ページを御参照ください。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページから7ページをお開き願います。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金72万1千円の追加は、歳出に計上の介護施設等環境改善事業に対するものです。19款1項1目ともに繰越金36万1千円の追加は、財源調整として前年度繰越金を財源化するものです。

以上が議案第34号、令和8年度新冠町一般会計補正予算の提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） これをもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和8年第2回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣言

○議長（氏家良美君） これをもって、令和8年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後1時17分 閉議）